

第24期第36回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年7月10日(月)午前10時から午前10時40分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1903会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、瀧島規秀、田中大代、
西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第1～9号)
(2) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第10号)
- 6 報 告 (1) 農地法第3条の3に基づく届出の受理について
(2) 特定農地貸付けに係る区民農園廃止報告書の提出について
(3) 特定農地貸付けに係る老人クラブ農園廃止報告書の提出につい
て
(4) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(5) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第36回練馬区農業委員会総会を開催いたします。なお、半田委員はオンラインでの出席になります。よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は16名、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、相原和彦委員と篠田政巳委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年6月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在等について説明】
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、本橋朋和委員お願いします。

本 橋 朋 和 委 員 6月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑の南西部分に直売所が設置されており、納税猶予の適用から外れています。東側にはハウスが5棟建てられておりまして、その中にはルッコラや花、サツマイモ等が作付けされておりました。露地にはラベンダー畑が広がっておりまして、その他、ナスやサツマイモ、ラッカセイ等が作付けされております。道路沿いには、アジサイが植わっておりました。こちらはお花も全て摘み取りや切り売りをしているそうです。その他野菜もJA直売所に出荷しているとのこと

した。境界の方も確認できております。特に問題はないと思います。
よろしく願いいたします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願い
いたします。

事 務 局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。

令和5年6月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木 村 隆 昭 委 員 6月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は、東側にブルーベリーが植わっておりました。その隣
側にクリの畑がありました。北側にエダマメやトマト、オクラなど
が作付けされておりました。更に北の方になります。そちらには
ブドウ、キウイなどが植わっておりました。ブルーベリーは摘み取
り、クリは和菓子の組合などに販売をしているということです。そ
の他の野菜は、自宅前の直売所で販売しているということでした。

境界も確認しました。よろしくお願ひいたします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年6月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、井口哲哉委員お願ひします。

井口哲哉委員 6月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は果樹の畑になりまして、ミカンやレモン、カキ等が植わっておりました。畑の周りは住宅のため、防除カーテンを設置しておりました。販売先としては、摘み取りと自宅の直売場で販売しています。境界も確認できました。下草も綺麗にされていました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、加藤和雄委員には退席をお願いします。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年6月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、井口哲哉委員をお願いします。

井口哲哉委員 6月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は北側の畑と一団になっています。北側の畑に跨いでハウスが1棟建っております。ハウスの中ではトマトが作付けされておりました。露地の畑には、ワサビナやハウレンソウ、コマツナ等が作付けされておりました。販売先としては、スーパーやJA直売所、学校給食などに納めているそうです。境界も確認できました。雑草もなく、綺麗にされていました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで、加藤和雄委員にはお戻りいただきます。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年6月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、石手啓夫委員をお願いします。

石手啓夫委員

6月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑ですが、アスパラやトウガラシ、シソ等が作付けされておりまして、境界の方も全て確認できました。(2)～(8)の畑にはヤマモやエダマメ、トウモロコシ等が作付けされておりました。畑の南側に多少の残渣がありましたが、後で片付けるとおっしゃっておりました。こちらの境界ですが、畑の東側の道路が砂利道で、わかりづらい場所が一部ありましたが、境界ははっきりしてあったので今回は大丈夫だと思います。また、面積が非常に大きい畑ですが、自己消費だけのことです。付近には直売所がないので直売所をやってみたらよいのではと事務局から指導をお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年6月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

それでは、井之口喜實夫委員お願いします。

井 之 口 喜 實 夫 委 員

6月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑の北側に孟宗竹が植わっていました。あと北東側の境界沿いにウメとカキの木が3本ずつありました。それ以外の畑は全てブドウ畑で、栽培品種はフジミノリやシャインマスカット、ゴルビー等が植わっておりました。枝の剪定や下草なども適切に処理されておりました。販売については庭先直売と地方発送とのことでした。境界も確認できました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、相原和彦委員には退席をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年6月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、増田義二委員をお願いします。

増田義二委員

6月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑では、トウモロコシとエダマメが作付けされており、(2)の畑では、トウモロコシやエダマメ、ミニトマト等が作付けされていました。販売は、庭先販売とスーパーへの出荷とのことです。境界も確認いたしました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで、相原和彦委員にはお戻りいただきます。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年6月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、増田義二委員お願いします。

増田義二委員 6月26日に事務局2名と現地確認行ってきました。

(1)から(3)の畑では、ウメやクリ、カキが植わっており、露地にはピーマンやネギ、トウモロコシ等が作付けされていました。

(4)から(7)の畑では、ウメやカボスが植わっており、キュウリやトマト、ナス等が作付けされていました。販売は、自家消費と知り合いに配っているそうです。境界も確認いたしました。よろしく願いいたします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願い

いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年6月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、増田義二委員お願いします。

増田義二委員 6月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(4)の畑では、ミカンやカキ、シークワーサー等が植わっておりました。露地では、トウモロコシやエダマメが作付けされておりました。販売は庭先販売とのことでした。境界も確認いたしました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和5年5月23日付で標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、井口哲哉委員お願いします。

井口哲哉委員 6月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は北側の畑と一団になっています。北側にはハウスが数棟建っており、対象地は北側の畑の農道となっており、細かい作物は作らないとのことでした。調査に行ったときには綺麗に耕運されている状態でした。境界は確認できました。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

西貝孝之会長 つぎに22ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。

令和5年6月6日に届出のあった標記の件について、「農地法第3条の3第1項の届出に係る事務処理規定」第4条第1項に基づき先決処理したので、同条第2項により下記のとおり報告する。

【権利を取得したもの、届出に係る農地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに24ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「特定農地貸付けに係る農園廃止報告書の提出について」です。

令和5年6月28日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき練馬区立区民農園の廃止報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

【報告者、廃止する農園の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに26ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「特定農地貸付けに係る農園廃止報告書の提出について」です。

令和5年6月28日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき練馬区老人クラブ農園の廃止報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

【報告者、廃止する農園の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに32ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和5年6月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にございません。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第36回練馬区農業委員会総会を終了します。

署 名 人

署 名 人